

鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

鳥インフルエンザは、今年度も発生するリスクが高いとされています。
渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるにあたり、あらためて鳥インフルエンザの防疫対策の強化をお願いします。

1. 発生予防対策

- (1) 飼養衛生管理基準を遵守しましょう。
- (2) 農場出入口や鶏舎周辺の消毒(石灰散布等)をしましょう。
- (3) 鶏舎や防鳥ネットの破れを点検し、野鳥を含む野生動物の侵入を防ぎましょう。

2. まん延防止対策

- (1) 異常の早期発見・早期通報を徹底しましょう。
- (2) 本病は家きんの死亡羽数増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、日頃から飼養する家きんの健康観察を行いましょう。
- (3) 異常が見られた場合には速やかに家畜保健衛生所に通報してください。

異常が見られた場合とは？

- ① 鶏舎ごとの1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均死亡率の2倍以上になった場合。
- ② 家きんに鶏冠・肉垂等のチアノーゼ・沈うつ・産卵率の低下等の症状が見られる、5羽以上の家きんがまとまって死亡又はまとまっ
ずくまっている場合
- ③ 民間獣医師等が行った簡易検査キットや抗体検査による陽性を確認した場合

異常をみつけた場合には直ちに山梨県東部家畜保健衛生所まで
電話：055-262-3166 FAX：055-262-3108
夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005
土日・休日の連絡先：090-5544-7868

高病原性鳥インフルエンザの症状



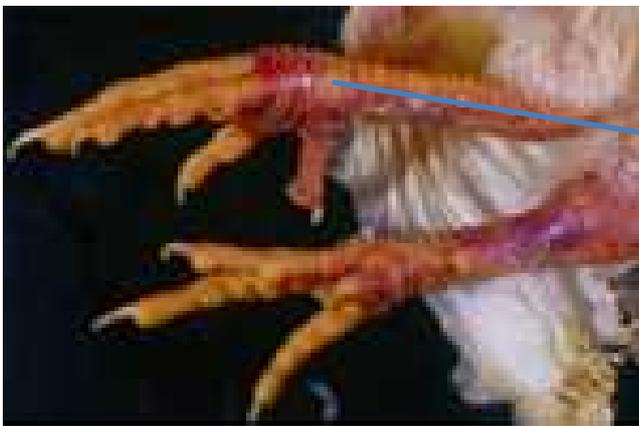
元気消失



沈うつ



肉冠や肉垂の
チアノーゼ



脚部の
皮下出血